

明監報第 1 1 号

市民生活局（環境室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 竹 内 きよ子

同 井 藤 圭 順

市民生活局（環境室）定期監査の結果について

1 監査の対象部局

環境室

環境総務課 環境創造課 環境保全課 資源循環課
収集事業課 産業廃棄物対策課 あかし動物センター

2 監査の期間

令和5年8月22日から令和5年11月27日まで

3 監査の対象範囲

令和4年度における財務に関する事務の執行を対象とした。
ただし、必要に応じて令和4年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の方法

環境室各課から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項^{*}についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われない。

(1) 支出事務の執行について

物品の購入にあっては、一定の条件において入札によらず随意契約とすることができるが、本市では明石市契約規則等により、特に予定価格が5万円以上のものについては1者しか納入できない等の特別な理由がある場合を除き、見積合せを行うこととしている。これは競争性を発揮させることでより適正な価格で契約を行うことを目的としており、一括発注を前提にその予定価格に応じた契約手続きを行うべきである。

しかしながら、環境室における定期監査を実施したところ、消耗品及び備品の購入にあたり、合理的な理由なく年度末を中心に短期間で同種のを5万円未満で複数回に分割することで、見積合せを行うことなく契約手続きを行っている事例が多く見受けられた。

本事例は所管課が意図せずとも、事務の省略を目的として、あえて分割発注することにより競争型の契約手続きを回避していると判断せざるを得ないものであり、予算を適正に執行しているとは言い難い。

今後は、年間を通じた購入計画を立てるなどして、その予定価格に応じた契約手続きを行うことで、公平性・経済性の確保を図るとともに、適正な予算執行に努められたい。

なお、今回の同室の定期監査において、前回の令和2年度定期監査における指摘事項の改善状況を確認したところ、大幅に改善され、全体的にも丁寧に事務を執行していることから、このような事例が発生したことは誠に残念である。今回の指摘事項についても、所属職員に周知・徹底し速やかに改善に取り組み、適正な事務の執行に努められたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

定期監査	予算の執行等	現金等取扱事務	収入事務	支出事務	補助金事務	契約事務	財産管理	その他	計
件数		3		4		8	2		17

※ 上記表は、今回から監査結果の参考として添付しています。